

# 香川県パスポートセンター広告事業実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、香川県パスポートセンター（以下「施設」という。）における広告事業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、香川県広告事業実施要綱（平成17年10月26日政策部長通知。以下「要綱」という。）及び香川県広告事業実施基準（平成17年10月26日政策部長通知。以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

## (事業の種類)

第3条 施設において実施する広告事業（以下「事業」という。）の種類は、施設内における広告の掲示とする。

## (事業の対象範囲等)

第4条 事業の対象範囲等については、要綱第4条及び基準の規定による。

## (広告の規格等)

第5条 広告の規格、数量及び掲示場所等については、別途、募集要項で定める。

## (事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は1年以内とし、別途、募集要項で定める。

## (募集)

第7条 事業に係る事業者（以下「事業者」という。）は、公募により募集し、事業者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県税（県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、本社又は本店所在地の都道府県の都道府県税）、法人税（個人にあつては、所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 次に掲げる者でないこと。

- ① 代表一般役員等（応募者の代表役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人若しくは人格のない社団等の役員（執行役員を含む。）又は法人の支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
  - ② 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められる者
  - ③ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められる者
  - ④ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - ⑤ 契約等の相手方が①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と広告の作成に係る契約を締結する等当該者を利用したと認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める資格を有するものであること。
- 2 前2条のほか前項の募集に関し必要となる事項は、募集要項で定める。
  - 3 第1項の公募は、香川県ホームページに募集要項を掲載すること等により行うものとする。

#### (決定)

- 第8条 知事は、前条の募集に対し応募があったときは、第4条及び第5条の規定に基づき、応募者及び応募の内容について審査し、事業者を決定する。この場合において、応募者が複数の場合は、県の利益が最大となるよう決定するものとする。
- 2 知事は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。
  - 3 知事は、第1項の規定により決定した事業者が、香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）の規定による施設の使用許可（以下「許可」という。）の申請又は次条第1項に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

#### (契約の締結)

- 第9条 知事は、許可をしたときは、事業者と広告事業に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。
- 2 契約は、許可に係る附款とする。

(広告内容等の審査及び修正)

第10条 知事は、事業者が掲示しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を、あらかじめ事業者に提出させ、これを審査するものとする。

2 知事は、前項の審査において、広告の内容等が第4条又は第5条の規定に反すると判断したときは、事業者に対し広告の内容等の修正等を指示するものとする。なお、広告が表示中であっても同様とする。

(許可の取消し及び契約の解除)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すとともに、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに許可に係る使用料又は契約に定める広告料の納付がない場合
- (2) 事業者が許可の条件又は契約の定めに違反した場合
- (3) 施設を公用又は公共用に供するために必要であると知事が認める場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告事業を継続することが適切でないとして知事が判断した場合

(広告料等の還付)

第12条 徴収した広告料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 徴収した使用料の還付については、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月21日から施行する。